

## 各委員から頂いたご意見

## &lt;意見聴取期間&gt;

令和5年1月10日～1月24日

## &lt;ご意見&gt;

## 【確認事項】

令和3年11月11日付けで事業再評価を実施した「小矢部川直轄河川改修事業」については、各種資産単価の訂正に伴い、当時の審議結果（事業継続が妥当）を変更する必要があるか。

## ○ご意見（回答）

変更は不要 12名、変更は必要 0名

## ○その他ご意見

## [A委員]

- ・各種資産単価の訂正に伴う変更で、今回は結果的に影響は軽微であったが、審議資料の信頼性に関わる問題であり、再発防止に努められたい。

## [B委員]

- ・B/Cが訂正後も変わらないとはいえ、便益の金額が1億円も違ってきていること、また、誤りの内容も消費税の税率適用ミス等単純なものに見受けられるので、今後はチェック機能をより充実させていただくよう望みます。
- ・一方で、人間が行うことにミスが生じることは避けられないのであり、訂正にかかる事務処理の時間ロス等を考えると現場の方々は大変かと思いますが、今後もミスが生じたときは今回のようにきちんと公表していただくことが大切かと考えます。

## &lt;配付資料&gt;

- 【資料 1-1】「治水経済調査マニュアル（案）各種資産評価単価及びデフレーター（令和3年3月）」における各種資産評価単価の訂正について
- 【資料 1-2】「河川事業の再評価説明資料〔小矢部川直轄河川改修事業〕（令和3年11月）」の修正内容について
- 【資料 2-1】河川事業の再評価説明資料〔小矢部川直轄河川改修事業〕（令和3年11月）  
※訂正後
- 【資料 2-2】小矢部川河川改修事業 費用対便益算出資料〔様式集〕（令和3年11月）  
※訂正後